

地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定による「生活困窮者の自立の促進に資すること」の認定に係る申請一覧

No.	事業所名	所在地	事業者概要	認定基準	認定基準の適否 事務局（案）	確認内容
1	大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合	大阪市中央区	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃業務 ・障がい者の就労支援関連業務 	(1) 生活困窮者就労訓練事業の実施事業所として知事又は府内の政令指定都市若しくは中核市の長の認定を受けていること。	適正	○生活困窮者就労訓練事業認定通知 ・認定市 大阪市 ・認定年月日 平成29年3月29日 ・認定番号 2710000301 ・定員 5名 ○誓約書 (2) から (8) までを誓約 ○大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿(6758227) ・建物等清掃 001庁舎清掃、004その他清掃 ・公園清掃 043公園、044便所 ・受付、案内 072駐車場管理・運営(警備業法適用外)、073その他受付・案内 ・その他 200障がい者就労訓練支援関係事業等業務 ○定款、パンフレット
				(2) 生活困窮者就労訓練事業の実施事業所として、生活困窮者の就労機会の確保等の活動、事業を実践していること。	適正	
				(3) 就労訓練事業の実施に際し、府内に生活の本拠を有する生活困窮者を受け入れること。	適正	
				(4) 生活困窮者就労訓練事業の実施事業所として、適切な業務遂行能力を有すること。	適正	
				(5) 法令違反等、事業者の認定にふさわしくない事実がないこと。	適正	
				(6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。	適正	
				(7) 大阪府暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等に該当していないこと。	適正	
				(8) 税を滞納していないこと。	適正	